

監査委員告示第 2 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和元年5月27日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 蒲 生 光 男

記

- 1 監査の範囲 平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)の一般会計にかかると財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監査対象課
令和元年 5月27日 (月)	教育総務課 学校教育課 (致芳小学校含む) 消防費

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められる。なお、教育総務課は出張命令伺いの決裁等について、学校教育課は小中学校各種大会出場費補助金の交付事務を含む文書管理全体についての明確化・適正化について、消防費は消防団運営交付金交付事務、契約時の入札方法、起案文書等文書管理全体の適正化について留意を求めた。